

奈良県営水道訓令第3号

水道局
出先機関 各課

奈良県水道局自動車の管理及び使用に関する規程（昭和四十三年六月奈良県営水道訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第二項中「の課」の下に「同規程第一条の二の課の室」を加える。